

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所
指定居宅介護支援事業所
指定第1号訪問事業事業者
指定第1号通所事業事業者
に係る指定事務の手引き

令和7年4月
唐津市健康づくり部介護保険課

1 概要

介護保険法の規定に基づき各種介護サービス事業者の指定を受けようとする場合は、指定事業者の基準適合状況を確認するために、指定申請書及び書類を唐津市に提出しなければなりません。

2 指定の有効期間

指定の更新に係る有効期間は6年間ですので、事業者は指定日（又は前回更新日）から6年を経過するごとに指定の更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失い、事業を継続することができません。

指定の更新手続きについてはホームページの「指定の更新」の項目を確認ください。

3 指定申請の手続き

(1) 提出書類

①指定申請書

【第1号様式】

指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所

【第72号様式】

基準該当居宅サービス事業所、基準該当介護予防サービス事業所、基準該当居宅介護支援事業所、基準該当介護予防支援事業所

【第1号様式】

介護予防訪問介護相当サービス、緩和した基準による訪問型サービス、介護予防通所介護相当サービス、緩和した基準による通所型サービス

②指定に係る記載事項

サービス毎に様式が異なりますので各サービスの申請書別紙にて確認ください。

③添付書類

サービス毎に必要なものが異なりますので、申請書別紙の添付書類チェックリストで確認ください。

(2) 提出方法

電子申請届出システムをご利用ください。

(3) 提出期限

事業所の開設日から概ね1か月前までに①～③の提出をお願いします。また、提出前には事前に相談くださいますようお願いいたします。

(4) 現地確認

人員配置、事業の運営状況等について現地審査を行います。

(5) 手数料

①指定にあたっては、唐津市介護保険条例に基づき、次のとおり手数料を徴収します。

○手数料の種類と金額

(介護予防) 地域密着型サービス事業者	居宅介護支援及び介護予防支援事業者	第1号事業者
15,000円	15,000円	15,000円

※ただし、同一事業所における介護予防サービスを同時に申請した場合は、介護予防サービスに係る手数料は徴収しません。

(例:認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護を同時に申請した場合は 15,000円)

②手数料については、納付書を郵送しますので公金取扱窓口（市役所2階会計課横）もしくは佐賀銀行に納付します。

③この手数料は更新申請の審査のための手数料です。指定できない場合も返還はできませんので、予めご了承ください。

(7) 更新申請にあたっての留意事項

①申請書提出後に変更が生じた場合は、必要な書類の追加等をお願いします。

②申請書類一式については、事業所控え（コピー）を保管しておいてください。

4 お問い合わせ先

唐津市健康づくり部介護保険課指定・指導係

TEL 0955-53-8021

FAX 0955-73-8451

Eメール kaigohoken@city.karatsu.lg.jp